

農業近代化資金事務取扱要綱

(令和4年6月20日改正)

第1章 農業近代化資金の貸付条件

第1 貸付対象者

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者
ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）
(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）
ウ 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町が認める者（10年後の農業経営の継続意向（經營農地、經營面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）
エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）
(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壯年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）
カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）
キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）
(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること
a 事項
⑦ 団体の目的
① 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
⑦ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
⑨ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
b 基準
⑦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
① 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
⑦ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
⑨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
⑨ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
② 一元的に経理を行っていること
③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

- ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
 - ⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること
- (イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）
- ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占める者であって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 法令違反や不祥事がないこと。
 - イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。
 - ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
 - エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
 - キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの
- 前項に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。
- (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの
- ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）
 - イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
 - ウ 土地改良区及び土地改良区連合
 - エ たばこ耕作組合
 - オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
 - カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
 - キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）
なお、農業振興一般社団法人等のうち、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 2 条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。
 - ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの
 - ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの ((1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。)
- (ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
- (イ) 基準
 - ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

第2 融資機関等

- 1 近代化資金の融資機関は、次に掲げるものであって、県と利子補給契約を締結しているものとする。
 - (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号（資金の貸付け）の事業を行う農業協同組合
 - (2) 兵庫県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）
 - (3) 農林中央金庫
 - (4) 銀行
 - (5) 株式会社商工組合中央金庫
 - (6) 信用金庫及び信用金庫連合会
 - (7) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会
- 2 借入申込希望書の提出時において、特定の借入希望資金が定まっていない者に対し融資機関は、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号）第5に定める窓口機関としての事務を行うもののほか、特定の借入希望資金が定まっていない場合の「農業者の手続等」及び「窓口機関・融資機関・保証機関等の手続」については、農業経営改善関係資金基本要綱の定めるところによる。

第3 資金用途

近代化資金の用途は、農業経営の近代化を図るために必要な次の資金とする。

- (1) 第1の(1)に掲げる者に対する貸付け
 - ア 建構築物造成資金・農機具等取得資金（以下「1号資金」という。）

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。
 - イ 果樹等植栽育成資金（以下「2号資金」という。）

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草木、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
 - ウ 家畜購入育成資金（以下「3号資金」という。）

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
 - エ 小土地改良資金（以下「4号資金」という。）

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）
 - オ 長期運転資金（以下「5号資金」という。）

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（(ウ)から(オ)まで及び(キ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合にお

- いて、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）
- (ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金
(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
(ク) (ア)から(キ)に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
力大臣特認資金（以下「7号資金」という。）
(ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金
この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、第1の(1)に掲げる者が設置するものとする。
なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。
(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金
① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合
⑦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。
① その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
⑤ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
⑨ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。
② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合
(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金
水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。
(2) 第1の(2)から(4)に掲げる者に対する貸付け
ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金
イ 農村環境整備資金（以下「6号資金」という。）
診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、次に掲げる施設の改良造成又は取得に要する資金
診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

第4 利子補給承認条件

- 同一融資対象について近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金を併せて貸し付けること（協調融資）は、行わないものとする。
- 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第7の2の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

- 3 近代化資金の利子補給の対象となる事業費は、当該事業の実施に要する現金支出額とする。
- 4 近代化資金は、新規に実施する事業に要する資金を対象とし、過年度事業及び旧債務の借換えについては、利子補給の対象としない。ただし、過年度事業のうち明許繰越をしているものについては、この限りでない。
- 5 近代化資金の利子補給承認日前に着工している事業については、利子補給の対象としない。
- 6 前項の規定にかかわらず、借入申込書提出後近代化資金の利子補給承認日前に着工（事前着工）しなければならない特別の事由があるときは、利子補給の対象とすることがある。ただし、この場合においても、利子補給承認日前に支払った事業費については、地質調査費、実施設計費その他の県が特に必要と認めるものを除き対象事業費としない。

第5 資金種類別取扱方針

1 建構築物造成資金

(1) 敷地の取得費

施設を建築する場合の敷地の取得費については、当該施設の建築面積の3倍の用地を取得するのに必要な額又は施設建築費に2分の1を乗じて得られる額のいずれか低い額を限度に事業費に含めることができるものとする。

(2) 近代化資金の対象となる施設に对象外施設を併設する（例えば、農舎に住宅を併設する）場合は、対象施設たる部分に要する経費についてのみ近代化資金に係る事業費として取り扱うことができるものとする。

(3) 農舎は、経営面積が60アール以上又はこれに準ずるものであって、農業経営上必要と認められる場合に限り利子補給の対象とする。

(4) 鉄筋又は鉄骨コンクリート建農舎は、農業経営上特に必要と認める場合に限り利子補給の対象とする。

2 農機具等取得資金

(1) 型式検査対象機種及び安全鑑定対象機種の場合は、型式検査合格機又は安全鑑定適合機に限るものとする。

(2) 特定高性能農業機械を導入する場合は、経営規模面積のみに着目することなく、借入希望者の農業経営や土地条件等の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の農業経営の改善に資するものを対象とする。

第6 1借受資格者に係る貸付残高の合計額

近代化資金の1借受資格者に係る貸付残高の合計額は、次のとおりとする。

(1) 農業者で第1の(1)に掲げるものにあっては、1,800万円以内

(2) 前号の規定にかかわらず、農業経営の規模等を勘案し、県が特に必要と認めたものにあっては、2億円以内

(3) 第1の(1)に掲げるもののうち、農業を営む農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社、農業者の組織する法人及び第1の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる農業を営む任意団体にあっては、2億円以内

(4) 第1の(1)のオに掲げる農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円以内

(5) 第1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあっては、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときはその承認した額）以内

第7 1事業当たりの貸付限度額

1 1事業当たりの貸付けの最低限度額は、次のとおりとする。

(1) 個人施設資金のうち農業者（第1の(1)に掲げる者のうち個人）が実施する事業にあっては、20万円

(2) 個人施設資金のうち農業者（第1の(1)に掲げる者のうち法人又は任意団体）が実施する事業にあっては、100万円

(3) 共同利用施設資金を借り入れる者（第1の(2)から(4)までに掲げる者）が実施する事業にあっては、100万円

2 1事業当たりの貸付けの最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 1事業当たりの貸付けの最高限度額（融資率）は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

(2) 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るために必要な資金を借り入れる場合等（第3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等が農業経営の展開を図るために必要な資金を借り入れる場合（第3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

3 補助残事業費部分について近代化資金を融通する場合の貸付けの最高限度額は、次の各号に掲げる式によって得られる額のいずれか低い額とする。ただし、前項第(2)及び(3)に該当する場合は100分の100以内とする。

(1) (事業費 - 補助金) × 0.8

(2) 事業費 × 0.9 - 補助金

※補助金は受領済みの額とする。

4 資金種類別貸付最高限度額

農舎については、構造の種別に関係なく 3.3 m²当たり 25 万円とする。

第 8 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

貸付対象者	認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第 14 条の第 2 項第 3 号の措置を行う場合。		農業協同組合等	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原 則	15	7	15	3	17	5	15	3
例外	果樹等植裁育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、第 1 の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 貸付利率が同じ 2 以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金(セット資金)についての償還期限及び据置期間は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限又は期間とする。

第 9 償還方法

- 1 償還方法については、元金均等年賦償還とする。(融資機関に対する利子償還については、後払い方式とする。)
- 2 金銭消費貸借契約上の約定償還期日は、6月 20 日又は 12 月 20 日とする。

第 10 特例利率資金

- 1 特定補助残等資金、災害復旧資金については、特例利率資金（以下「特利資金」という。）とし、貸付利率の特例措置を講ずることとする。
- 2 特利資金の取扱いについては、別表第 1 から第 2 及び第 2 の 2 に掲げるところによる。

第 11 基準金利、利子補給率及び貸付利率

- 1 近代化資金の基準金利、利子補給率及び貸付利率は、個人施設資金については、別表第 2 に掲げるとおりとし、共同利用施設資金については、別表第 3 に掲げるとおりとする。
- 2 前項に規定する貸付利率を 0% 等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0% 引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成 20 年 10 月 16 日付け 20 経営第 4079 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第 12 担保、保証の取扱い

- 1 融資機関は、近代化資金の貸付けに当たっては、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を積極的に活用し、融通の円滑化を図るものとする。
- 2 融資機関は、基金協会の債務の保証を受けて融資する場合は、原則として無担保、無保証で貸し付けるものとする。
- 3 基金協会は、公共的見地から真に信用補完の機能を発揮するよう配意し、保証に当たっては、特に必要と認められる場合に限り、担保、保証人を徴するものとする。
- 4 融資機関又は基金協会が担保を徴求する場合にあっても、原則として融資対象物件を担保として徴求し、借受者に過重な負担をかけることのないよう留意するものとする。

第 2 章 近代化資金の借入れ等の手続き

第 13 借入申込

- 1 借入希望者は、実際に資金が必要な日より極力早い時期に借入申込希望書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 1 「平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知」）及び経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 2 の(1)又は別紙 2 の(2)）を作成し、これに次の各号に掲げる書類を添付して融資機関に 3 部（正 1 部、写し 2 部）提出するものとする。ただし、基金協会の債務保証に付する場合の提出部数は、4 部（正 2 部、写し 2 部）とする。

なお、1 回の借入希望額が 700 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別な事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者にあっては、経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 2 の(1)又は別紙 2 の(2)）に代えて、経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 2 の(3)又は別紙 2 の(4)、以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後 5 年間の間に農業経営改善関係資金基本要綱対象資金の借入を予定している場合及び負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合は、簡素化様式を使用することは出来ないものとする。

- (1) 最近 3 か年の青色申告書、農協の組合員勘定等
- (2) 認定農業者にあっては、農業経営改善計画書及び農業経営改善計画書の認定書（写）
- (3) 認定就農者にあっては、認定就農計画書及び認定就農計画書の認定書（写）
- (4) (2)及び(3)以外のものにあっては、所得又は農業粗収益の額の確認ができる書類
- (5) 法人又は団体（農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）が資金の借入れをする場合は、構成員の状況書、定款又は規約、業務報告書、理事会等の議事録及び事業計画書、収支計画書、残高試算表又はこれに準ずるもの
- (6) 農業協同組合及び農業協同組合連合会が資金の借入れをする場合は、定款、業務報告書、残高試算表、自己資本及び固定比率表、理事会等の議事録並びに事業計画書、収支計画書
- (7) 必要に応じ施設等の利用計画書
- (8) 連帶債務の場合は、施設等の利用協定書
- (9) 農作業の受託に係る資金の場合は、農作業受託書
- (10) 共同利用施設資金の場合は、施設等の運営規約（目的、構成員、管理者、使用料等の規定を設けたもの）
- (11) 畜産関係資金で新規事業開始及び規模拡大を行う場合は、糞尿処理計画書及び公害に関する市町長又は地区代表者の同意書
- (12) 請負業者若しくは購入先の見積書又は設計書（いずれも積算明細書を添付したもの）及び図面（位置図、平面図、立面図等）
なお、近代化資金の対象となる施設に対象外施設を併設する場合は、見積書等及び図面において、対象部分と対象外部分が明確に区分されたものとする。
- (13) 農業機械のうち、型式検査対象機種及び安全鑑定対象機種を導入する場合は、型式検査合格番号又は安全鑑定合格番号を確認できる書類（見積書に見積者が記入したものでもよい。）
- (14) その他県が必要と認める書類

2 借入申込書の提出等

- (1) 借入希望者は、融資機関の審査の結果、融資可能の回答を受けた場合正式の借入申込書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 6）を提出するものとする。

なお、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、借入希望申込書及

び経営改善資金計画書の提出時に、融資機関は、借入申込書、債務保証委託申込書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙7）の提出を求めて差し支えないものとする。

- (2) 特別の事由により、やむを得ず借入申込書提出後、利子補給承認日前に着工しようとする場合は、利子補給承認日前着工届を融資機関に提出するものとする。
- 3 特利資金の借入申込に当たって添付すべき追加書類は、次表のとおりとする。

特利資金の種類	追加書類
特定補助残等資金	知事の承認を受けた事業実施計画書
災害復旧資金	市町長の被害認定書

- 4 利子補給率及び貸付利率の異なる資金を同時に借り入れようとする場合の借入申込書の記載については、「今回借入申込金額」、「資金使途」、「資金必要年月」、「償還期間」、「払込期日」及び「償還方法」の欄に資金ごとに明示するものとする。
- 5 第1の(2)から(4)に掲げる者の借入申込の手続は、借入申込書（様式第5号）に1の(5)から(14)までの書類のうち必要なものを添付して融資機関に提出するものとする。
基金協会の債務保証に付する場合は、債務保証委託申込書（借入申込書を添付したもの）を提出する。
- 6 第3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、前記5の規定によることとする。（様式第10号）

第14 利子補給承認申請及び承認

- 1 融資機関は、受理した借入申込希望書及び経営改善資金計画書の内容を審査のうえ、資金の貸付けを行うことが適當と認めたものについては、必要に応じ、市町、農業改良普及センター、農業委員会の意見を徵し、利子補給承認申請書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第1号）を作成し、これに経営改善資金計画書（写）、借入申込書（写）（認定農業者にあっては、経営改善資金計画の特別融資制度推進会議の認定書（写）を含む。）を添付して、次表に従い毎月の月末までに提出するものとする。

なお、基金協会の債務保証を必要とするときは、債務保証委託申込書を基金協会へ同時に提出するものとする。

融資機関の種類	提出先	提出部数
農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合	農林（水産）振興事務所	3
県信連及び農林中央金庫	農林経済課	2

- 2 融資機関は、利子補給承認申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 県信連等から資金を借り受けて、近代化資金を貸し付ける場合は、県信連等の貸付けの確認を得て利子補給承認申請を行うこと。
- (2) 利子補給承認申請は、借入申込者の事業実施との関連において最も適期に行うこと。
- (3) 利子補給承認申請書の提出は、毎月1回を原則とすること。
- (4) 家畜の購入資金と育成資金は、利子補給承認申請書の資金種類の欄にそれぞれ区分して記入すること。
- (5) 貸付利率が同じ2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合は、セット資金内訳調書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第2号）を作成し、提出すること。
- 3 県は、受理した利子補給承認申請の内容を審査のうえ、必要に応じ市町の意見を徵し、利子補給の諾否の決定を行い、利子補給を行うことが適當と認めたものについては、利子補給承認書を融資機関に交付するとともに、市町及び基金協会に通知するものとする。
- 4 前項に規定する利子補給の諾否の決定は、次表の左欄に掲げる利子補給承認申請者に応じ、同表の右欄に掲げる者が行うものとする。この場合、農林（水産）振興事務所は、農林水産部長又は農林経済課長の決定に係るものについては、毎月の5日までに農林経済課に進達するものとする。

利子補給承認申請の諾否	
融資機関の種類	決定者
農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合	農林（水産）振興事務所の長
農林中央金庫及び県信連	農林水産部長又は農林経済課長

（注）農林水産部長若しくは農林経済課長又は農林（水産）振興事務所の長は、決定した結果を相互に通知するものとする。

- 5 県は、利子補給の諾否の決定に当たって、必要に応じ経営状況、営農技術及び予想される事業効果等について

現地調査を行うものとする。

第 15 貸付実行

- 1 融資機関は、県からの利子補給承認書を受理したときは、速やかに借入申込者に通知するとともに、次の各号に掲げるところにより貸付けを実行するものとする。
 - (1) 資金の貸付けは、実行後長期にわたり貯金等に留保されることのないよう事業実施との関連において最も適期に行うこと。
 - (2) 利子補給金計算の的確及び迅速を図るため、貸付実行日は、原則として毎月の 10 日又は 25 日とすること。
 - (3) 貸付の起算日処理及び貸付留保勘定処理は、原則として行わないこと。
 - (4) 貸付金は、全額貯金（できる限り別段貯金）振替とすること。
- 2 融資機関は、貸付けを実行したときは、貸付実行報告書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第 3 号）を作成し、1 月分を取りまとめ当該実行月の翌月の 5 日までに県に 2 部提出するものとする。この場合の提出先は、次表のとおりとする。（第 17 第 3 項、第 19 第 3 項及び第 20 第 1 項において同じ。）

融資機関の種類	提出先
農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合	農林（水産）振興事務所
県信連及び農林中央金庫	農林経済課

- 3 農林（水産）振興事務所は、提出された貸付実行報告書のうち 1 部を農林経済課に送付するものとする。

第 16 事業の実施及び貸付金の払出し

- 1 借受者は、利子補給承認後速やかに利子補給対象事業に着工するものとし、資金の借受け後 5 月（建構築物及びセット資金等の施設資金は 9 月、育成資金は 12 月）以内に完了するものとする。ただし、建構築物及びセット資金等の施設資金に限り、完了までに長期間を要するものであって、利子補給承認申請時においてその旨の申出をしたものについては、当該申出をした期間内とする。
- 2 借受者は、前項に規定する期間を経過しても事業が完了しない場合は、遅延理由書を融資機関を経由して県に提出するものとする。
- 3 県は、借受者が資金の借受け後 3 月を経過しても事業に着工しないときは、原則として利子補給を行わないものとする。
- 4 融資機関は、貸付金の払出しに当たっては、請求書又は事業の出来高証明書等によって事業の実施状況を確認のうえ、自己資金を含め振替又は小切手等利子補給対象事業に使用されたものであることが証明できる方法でこれを行うものとする。

第 17 事業実施状況等の確認

- 1 融資機関は、貸付金の払出しが終了したとき又は事業完了期日が経過したときは、速やかに借受者から領収書等を提出させるとともに、事業の実施状況を実査等により確認しなければならない。
 - 2 融資機関は、借受者が利子補給対象事業に係る請求書、領収書その他の証拠書類を事業完了後においても整備、保管しておくよう必要な指導を行うものとする。
 - 3 融資機関は、実施状況を確認した事業について融資対象事業実施状況調査書（様式第 16 号）を作成し、これを四半期ごとに取りまとめ、各四半期末の翌月の 10 日までに県に 1 部提出するものとする。
 - 4 農林（水産）振興事務所は、提出された融資対象事業実施状況調査書のうち、農林水産部長又は農林経済課長が利子補給の諾否を決定した事業に係るものについては、農林経済課に送付するものとする。
 - 5 県は、近代化資金制度の適正な運営を期すため、借受者及び融資機関に対し事業の実施状況及び貸付金の払出状況等の確認調査を実施するものとする。
- 6 (1) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、農業経営改善関係資金基本要綱別紙 4 により、経営状況を融資機関に報告するものとする。ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあっては、融資機関から農業経営改善関係資金基本要綱別紙 4 を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合を除いて、報告を省略出来るものとする。
- (2) 融資機関は、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとつて適切な指導を行うものとする。

第 18 事業実施状況等の調査の結果に基づく措置

- 1 融資機関は、事業実施状況調査の結果に基づき、目的外使用、事業費の縮小等問題のあった事業については、必要な指導をするものとする。この場合、指導した内容及びその結果を融資対象事業実施状況調査書に付記するものとする。

- 2 農林(水産)振興事務所の長は、融資機関から提出された融資対象事業実施状況調査書又は事業実施状況等の調査の結果に基づき、利子補給の諾否を決定した事業のうち問題のあったものについては、次により措置するものとする。
- (1) 利子補給金の交付の打切りが必要と認めたものについては、融資機関に対しその旨を通知するとともに、措置入力票（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第5号）を作成し、これに融資機関に対する打切り通知書及び融資対象事業実施状況調査書の写しを添付し、農林経済課長に報告するものとする。
- (2) 既に交付した利子補給金の返還が必要と認めたものについては、返還事由起算日等を確認のうえ、農林経済課長に報告するものとする。
- 3 農林経済課長は、前項第2号の報告に基づく利子補給金の返還手続をするとともに、農林(水産)振興事務所を経由し、又は直接融資機関から提出された融資対象事業実施状況調査書又は事業実施状況等の調査の結果に基づき、利子補給の諾否を決定した事業（農林水産部長が利子補給の諾否を決定したものを含む。）のうち問題のあったものについては、利子補給金の交付の打切り等の措置をするものとする。

第19 資金管理

- 1 融資機関は、貸出金の管理及び回収等債権の保全について善良な管理者としての注意を払うものとする。
返済不能、事業の廃止等利子補給の打ち切り対象となるべき事由が発生したときは、速やかに農林(水産)振興事務所に報告するものとする。
- 2 借受者は、近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかるわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。
- 3 融資機関は、借受者から約定外の償還（繰上償還）を受けたとき又は延滞金等が発生若しくは回収されたときは、特例移動報告書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第4号）を作成し、1月分をとりまとめ当該事実のあった月の翌月の5日までに県に2部提出するものとする。
- 4 農林(水産)振興事務所は、提出された特例移動報告書のうち1部を農林経済課に送付するものとする。

第20 利子補給承認条件の変更

- 1 融資機関は、資金の借受者から暴風雨、地震等の天災地変その他特別の事由により資金借入条件の変更の申出があった場合において、実情を調査し、その事由が真にやむを得ないものであると認めたときは、利子補給承認条件変更申請書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第6号）を作成し、これに借受者の申出書（写し）を添付して、県に2部提出するものとする。
- 2 県は、利子補給承認条件変更申請書を受理したときは、現地調査及び市町の意見等により実情を把握し、条件変更の諾否の決定を行い、条件変更を行うことが適當と認めたものについては、利子補給条件変更承認書を融資機関に交付するとともに、市町及び基金協会に通知するものとする。
- 3 前項に規定する条件変更の諾否の決定は、当該変更申請に係る事業の利子補給の諾否を決定した者が行う（農林水産部長が利子補給の諾否を決定した事業に係るものについては、農林経済課長が行う。）ものとする。この場合、農林(水産)振興事務所は、農林水産部長又は農林経済課長が利子補給の諾否を決定した事業に係るものについては、利子補給承認条件変更申請書を農林経済課に進達するものとする。
- 4 農林経済課長又は農林(水産)振興事務所の長は、第2項の規定により決定した結果を相互に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、施行の日以降に知事の承諾を得て貸し付けられる農業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた農業近代化資金についてはなお従前の例による。

別表第1

特利資金の種類	特定補助残等資金		
目的	経営構造対策事業をはじめとする一連の経営構造対策、生産対策を推進するために必要な施設及び農機具等を計画的に整備し、生産性の高い近代的な農業の確立に資する。		
借受資格者	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業に関する共同利用施設の設置の事業を行う農事組合法人		
対象資金	経営構造対策等	1 次に掲げる経営体育成支援事業実施要綱（別表）に係る補助残事業費（県が補助金の上積みをしていないものに限る。） 事業内容：条件不利地域型 2 次に掲げる強い農業づくり交付金実施要綱（別表1のI（第3関係））に係る補助残事業費（県が補助金の上積みをしていないものに限る。） 施策目的：産地競争力の強化 メニュー：1 産地競争力の強化に向けた総合的推進のうち、土地利用型作物、畑作・地域特産物に係る事業	

別表第2（個人施設資金）

	基準金利 年率 パーセント	利子補給率（括弧内）及び 貸付利率（年率パーセント）	
		一般	災害復旧
1号資金 (建構築物造成・農機具資金)	1.75	(1.25) 0.50	別記
2号資金 (果樹等植栽育成資金)	1.75	(1.25) 0.50	
3号資金 (家畜購入育成資金)	1.75	(1.25) 0.50	
4号資金 (小土地改良資金)	1.75	(1.25) 0.50	
5号資金 (長期運転資金)	1.75	(1.25) 0.50	
7号資金 (大臣特認資金)	1.75	(1.25) 0.50	

※災害復旧(令和3年度豪雪による被害に係るものに限る。)の利子補給率、貸付利率は、貸付実行日から3年間に限る。それ以降については、一般の利子補給率、貸付利率となる。

災害復旧資金別記

資金の種類	対象	償還期間	基準金利	利子補給率(県)			市町追加利子補給率	備考
				通常利子補給率	追加利子補給率	合計		
1号資金 (建構築物造成・農機具資金)	認定農業者	5年以下	1.75	0.11	1.36	0.05	個人 1,800万円まで 法人 3,600万円まで	
		5年を超える6年以下		0.12	1.37	0.05		
		6年を超える7年以下		0.12	1.37	0.06		
		7年を超える8年以下		0.14	1.39	0.06		
		8年を超える9年以下		0.16	1.41	0.07		
		9年を超える10年以下		0.17	1.42	0.08		
		10年を超える13年以下		0.24	1.49	0.11		
		13年を超える15年以下		0.30	1.55	0.15		
		集落営農組織		0.34	1.59	0.16		3,600万円まで

別表第2の2

特利資金の種類	災害復旧資金
目的	令和3年度に発生した豪雪による被害を受けた者に対して、農業施設等の復旧に必要な資金の利子補給を行い、貸付利率の無利子化を図り復旧の支援を行う
借受資格者	認定農業者又は集落営農組織であって、令和3年度に発生した豪雪による被害を受けたための復旧に必要な資金を必要とする者
対象資金	農舎・果樹棚・農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金(農業近代化資金事務取扱要綱等に規定の範囲内とする。)
適用対象	認定農業者に対する県の利子補給上乗せ利率は、(公財)農林水産長期金融協会助成後の利率の2/3とする。 集落営農組織に対する県の利子補給上乗せ利率は、一般の貸付利率の2/3とする。 利子補給上乗せ期間は当初3年間とする。 対象限度額 認定農業者：個人 1,800万円、法人 3,600万円 集落営農組織：3,600万円

別表第3（共同利用施設資金）

	農業協同組合融資		県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫融資		
	基準金利 年率 ハ。ーセント	利子補給率 (括弧内) 及び 貸付利率 (年率ハ。ーセント)	基準金利 年率 ハ。ーセント	利子補給率(括弧内)及び 貸付利率(年率ハ。ーセント)	
		一 般		一 般	特定補助残等 経営構造
1号資金 (建構築物造成・農機具資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	(0.70) 0.50
2号資金 (果樹等植栽育成資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	(0.70) 0.50
3号資金 (家畜購入育成資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	—
4号資金 (小土地改良資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	—
6号資金 (農村環境整備資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	(0.70) 0.50
7号資金 (大臣特認資金)	1.75	(1.25) 0.50	1.20	(0.70) 0.50	(0.70) 0.50